

西宮市契約に係る事務からの暴力団排除に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。以下、「要綱」という。)の規定に基づき、要綱第1条第1号に規定する西宮市(以下、「市」という。)の契約に係る事務からの暴力団排除に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加資格審査申請時における誓約文の提出)

第2条 市長は、要綱第3条の規定に基づき、西宮市契約規則(昭和39年西宮市規則第26号。以下「契約規則」という。)第13条の規定による指名競争入札参加資格審査申請を受けるときは、その相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約文を提出させるものとする。

(暴力団排除に関する特約)

第3条 市長は、契約の相手方と契約を締結するときは、別に定める「暴力団排除に関する特約(以下「特約」という。)を契約書に添付するものとし、契約の相手方は、これに合意するものとする。

2 契約の相手方は、市との契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせる場合(以下、「下請契約等」という。)には、当該下請契約等に市との特約に準じた規定を定めるものとし、下請契約等の相手方は、これに合意するものとする。

3 市長は、契約規則第20条の規定により、契約書の作成を省略した場合のほか、特に認めるものについては、特約の添付を省略することができる。

(誓約書の徴取)

第4条 市長は、要綱第5条第1項の規定に基づき、契約金額が200万円を超える契約を締結するときは、契約の相手方から誓約書を徴取するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の場合を除く。

2 工事請負契約において、契約の相手方は、要綱第5条第2項の規定に基づき、契約金額が200万円(同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額)を超える下請契約を締結するときは、下請契約の相手方から下請契約に係る誓約書を提出させて保管し、当該誓約書を当該工事請負契約の規定による工事が完成した旨の通知をするときまでに市長に提出するものとする。

(不当介入への対応等)

第5条 市長は、契約の相手方が、当該契約の履行に当たり、暴力団等(要綱第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。)から工事等の妨害その他不当な手段による要求(以下、「不当介入」という。)を受けたときは、市長に報告するとともに所轄の警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

- 2 市長は、下請契約等の相手方が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請契約等の相手方に対し、前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を要請するものとする。ただし、市長への報告は契約の相手方を通じて行うものとする。
- 3 市長は、契約の相手方又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当介入を受け、適切な報告及び届出が行われたと認める場合にあつて、契約の履行遅滞その他債務不履行が発生すると認めるときは、必要に応じて、業務工程の調整、履行期限の延期その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、前各項の規定による報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

(契約に係る事務からの排除)

第6条 市長は、要綱第8条及び西宮市が行う契約等に係る事務からの暴力団排除に関する合意書(平成25年6月24日締結)に基づく所轄の警察署長からの回答及び通報により、次の各号に掲げる排除措置を行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合を除く。

- (1) 指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者が西宮市指名停止基準に該当すると認められた場合
 - ・・・指名停止措置
- (2) 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りに参加しようとする者が、要綱第2条第3号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)に該当する場合
 - ・・・入札参加を認めない又は指名を取り消す措置
- (3) 一般競争入札、指名競争入札、せり売り又は随意契約により、市との契約の相手方となる者が暴力団等と認められた場合
 - ・・・当該契約の相手方としない措置
- (4) 市と契約を締結した相手方が要綱第7条の各号に該当すると認められた場合
 - ・・・契約解除措置及び契約書に規定する措置
- (5) 下請契約等の相手方が暴力団等と認められた場合
 - ・・・下請契約等の相手方としないことを契約の相手方に求める措置又は当該下請契約等の解除を契約の相手方に求める措置

- 2 市長は、前項の規定による排除措置を行った結果、排除措置の対象者その他関係者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する排除措置を行ったときは、その旨を、防犯担当課を通じて兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市の契約に係る事務からの暴力団排除に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。